

地区防災計画制度の概要

～何を、誰が、作るのか～

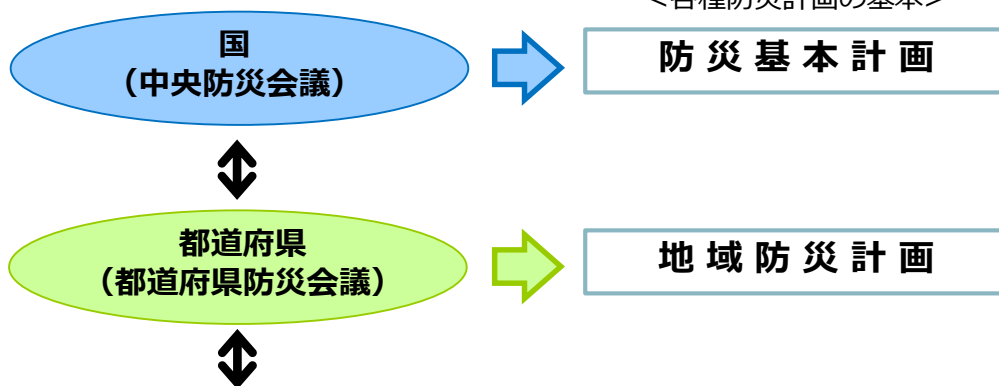
平成31年4月26日(金)
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
佐谷 説子



内閣府（防災担当）

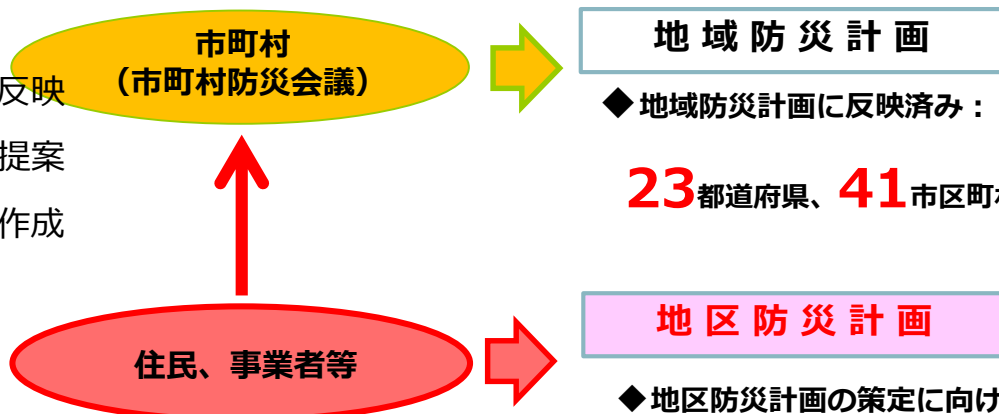
地区防災計画とは

地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。



地区防災計画の作成
(災対法等42条第3項、42条の2)等

- 市町村防災会議は地域防災計画へ反映
- 地域住民は市町村防災会議へ計画提案
- 地域住民が地区防災計画の素案を作成



◆地域防災計画に反映済み：

23都道府県、**41**市区町村、**248**地区

◆地区防災計画の策定に向けて活動中※：

42都道府県、**132**市区町村、**3,206**地区

(市区町村に提案済みだが地域防災計画には未反映分を含む)

※策定数は、H30.4.1時点（最終更新 H31.2.20）の集計値である。

地区防災計画への入り口 ～地域の実状に応じて見出す

WHY 何のために作るのか

- 地域にあるリスクを見極める
 - 発生する災害、地形
 - 地域の人と人のつながり
 - 対応能力
- 平時から、効果が実感できる

WHO 誰が作るのか

- みんなで作る ～誰も取り残さない
 - 町内会、自治会
 - 自主防災組織
 - 地域の防災専門家 (防災士)
 - 学校
 - 福祉施設
 - NPO
 - 企業
 - マンション
 - ビル

WHAT 何を作るのか

- 必須事項
 - 安否確認
 - 避難の方法
 - 避難所
- 平時の取り組み
- 地域の課題に応じて
 - 事前復興

HOW どうやって作るのか

- リスクを見極めるプロセス
- 誰も取り残さないプロセス
- 実証するプロセス

WHEN いつ作るのか

- 作っても終わらない

内郷高坂地区（福島県いわき市）：地区内の多様な組織の連携

- 地区内にある多様な組織を洗い出し、高齢者見守り組織（ふくろうみまもり隊）等と自治会・自主防災会は連携して対応。

（地区内の主な団体の活動状況）

⑤ 地区内の主な団体の活動状況

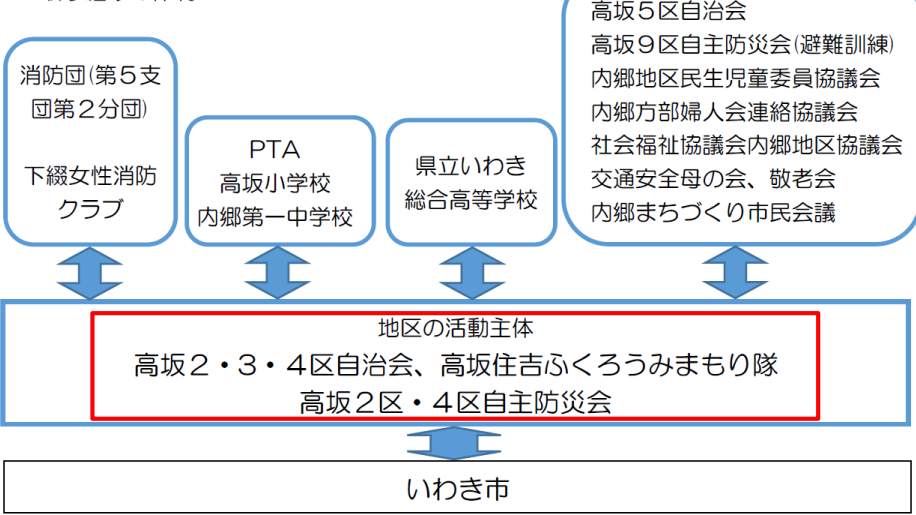
○地区内では、区の自治会・高齢者の見守り活動をはじめとしたコミュニティ活動が実施されています。

■本地区内の主な団体の活動状況

消防組織	消防団第5支団第2分団、下綴女性消防クラブ
地区に関連する主な組織	高坂住吉ふくろうみまもり隊、内郷地区民生児童委員協議会、内郷方部婦人会連絡協議会、社会福祉協議会内郷地区協議会、交通安全母の会、内郷まちづくり市民会議 ※高坂9区自主防災会(避難訓練)
地域活動	児童の登下校警戒ボランティア 市民総ぐるみ運動（清掃活動）

（取り組みの体制）

■取り組みの体制



（活動内容）

○防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）

高坂2・3・4区及び周辺地区、関係機関とも協力して、毎年1回防災訓練を実施し、自助としての初動の確認、共助としての避難生活支援等の取り組みを実践します。
(現在は4区・5区で10月に実施しています。)

○活動体制の整備

高坂2区・4区自主防災会と高坂住吉ふくろうみまもり隊は、自治会とも連携して、災害時の体制を定め、平常時の役割、災害時の役割を定めていきます。
高坂住吉ふくろうみまもり隊は、平常時における高齢者の見守り、避難時の避難支援を連携して行います。
周辺を含め若い方の参加を呼びかけていきます。(※5区では若い家族も多い)

○連絡体制の整備

各区自治会の区長が中心となって、顔が見える関係づくりを進めるものとし、連絡体制をつくります。各世帯等への連絡は班長が担当し、高齢等のため行動が難しいなどの場合は、若い人を代理とするなどを決めておくようにします。

○要支援者の連絡・支援体制の準備

区毎に、一人暮らしの高齢者などの要支援者や家族の方々への、支援者（活動主体）や支援の範囲、支援体制などを検討しておきます。
要支援者は、市から提供される避難行動要支援者名簿を参考とします。ただし個人情報であることから、取り扱いには区長の他は、班長と支援者などに限定します。
支援者（活動主体）には、みまもり隊の活動を通じて、平時からの声かけや災害時の避難誘導訓練について周知や参加を呼びかけます。

（出所）内郷高坂町（高坂2・3・4区）高坂住吉ふくろうみまもり隊
「内郷高坂町 地区防災計画」平成29年2月策定

富士駅南地区（静岡県富士市）：連携の拡大を志向



- 地区防災計画の策定主体以外の担い手の活動を明記

2. 地区を支える団体の活動

災害時には、自主防災会だけでなく地区が一丸となって対応する必要がある。

駅南地区には、36の団体があるが、特に防災に関係の深い団体の活動を紹介する。

	(団体名)		(平常時の主な活動)	(平常時の防災活動)	(活動場所)		(災害時にできる活動)
					避難所	区内	
9	富士南中PTA		<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携による生徒の安全管理 学校行事への協力支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校防災訓練への協力参加 通学路の危険個所の確認 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の避難所運営協力への指導 生徒による被災者への生活支援補助
10	子ども会世話人会		<ul style="list-style-type: none"> 行事を通じ子供の集団活動の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、PTAと連携し地区の危険個所の洗い出し 登下校時の交通指導 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 子供を集めて面倒を見る(生活指導)(子供支援隊)
11	健康推進員	8	健康づくりの輪を広げる	<ul style="list-style-type: none"> 軽傷者の応急手当方法等の啓発 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 軽傷者の応急手当 負傷者のトリアージ及び救護所搬送手配
12	コミュニティ推進会		<ul style="list-style-type: none"> 駅南各種団体の連携づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭その他イベントを通じ防災啓発 	○		<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営に協力
13	民生児童委員		要支援者を対象に見守り活動	要支援者保護、行政との調整	○	○	要支援者保護、行政との調整
14	青少年指導員		街頭パトロール	パトロール時に、公園・神社・駅など公共施設(場所)の点検			-----
15	地域安全推進員		<ul style="list-style-type: none"> 子供達の登下校時の見守りパトロール 防犯の啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 危険個所の洗い出し 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 避難所での防犯活動 避難で空家住宅の見回りパトロールと安全確認
16	交通安全協会 駅南分会	32	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全街頭指導 交通安全広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 富士駅南地区各種団体の行事時の交通指導、パトロール 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の交通指導 避難所及び駅南地区の防犯パトロール

(出所) 富士駅南地区まちづくり協議会「富士駅南地区防災計画」平成27年7月策定

若林・三軒茶屋地区（東京都世田谷区）：住民向けアンケート調査の実施

- アンケート調査（H26：地域住民対象、H27：50世帯以上の集合住宅対象）を実施し、その分析結果も踏まえ、地域の課題を抽出。

④ 避難所に避難しない避難生活について

前出資料 3 の地区住民アンケートでは若林地区住民の6割以上がライフラインの一部が停止した場合、避難所に避難すると回答している。

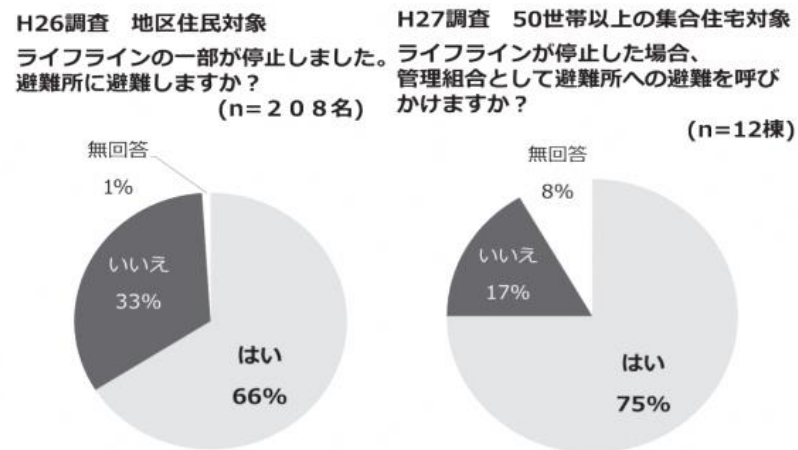
同様に資料5の集合住宅代表者へのアンケートでは、12棟中9棟が災害発生時にライフラインの機能が停止した場合、管理組合として避難所への避難を呼びかけるという結果になった。

調査結果は、図4のとおりである。

避難所の収容可能人数に対して、避難所への避難を考える人数が大きく上回っている。避難所の円滑な運営を確保するためには、避難所が「自宅での生活が困難な時、二次被害を受ける可能性のある時に避難する場所」であることの周知を徹底し、早急に在宅避難^{*}の啓発をすすめなければならない。

住民が自主的に立ち上げる「指定避難所ではない避難所＝自主避難所」については、地区内の大規模な集合住宅への協力依頼方法や、公園や緑地などを野外避難所とする意見も出たが、定義づくりや想定する施設の特定ができないなどの理由で次年度以降の検討に繰り越すことになった。

図4 地区住民及び集合住宅へのアンケート（抜粋）



※ 「在宅避難」の明確な定義はできていない。この計画では、「若林地区の住民が避難所に行かず、自宅で避難生活を続けること」とする。

（出所）若林地区情報連絡会
「若林・三軒茶屋地区防災計画」平成28年6月策定

安渡地区（岩手県大槌町）：震災の検証をコミュニティ再生の契機に

モデル地区

- 東日本大震災後、従前の居住地外で仮住まいをしている状況で、震災の検証を地区中心で進めながら計画策定を行った。

(表紙の記載)

「安渡地区の住民のほとんどが地区外の応急仮設住宅等に居住し、集まるのもままならない中で、2012年4月、地区内の3つの町内会を一つに統合し安渡町内会を設立した。今回の地区防災計画づくりを、新しいコミュニティ再生の契機としたい。」

- 震災の被害検証から課題を分析

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難行動の教訓と論点
<p>(1) 地震直後～10分程度</p> <p>大きな揺れによるわが街の被害の様子と、それに対する住民、地域社会による対応をイメージします。</p> <pre> graph TD A[大きな揺れ] --> B[身の安全確保] A --> C[災害情報の収集] A --> D[津波危険認知] A --> E[避難準備等] A --> F[声かけ等] A --> G[建物等被害] A --> H[ライフライン被害] A --> I[鉄道・道路被害] A --> J[液状化・地盤沈下] G --> K[出火炎上] H --> K I --> L[死傷者発生、社会機能支障] J --> L K --> L </pre>	<p>(地震発生後の避難開始時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5分以内」34%、「10分以内」56%、「20分以内」84%、逆に「21分以上」9%【ア】。 <p>(避難の信念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生時にいた場所が危険だと思った」(51%)、「地震の後、津波が来ることを知っていた」(47%)人は早く避難した【ア】。 ・沿岸部に近い事業所や保育園、高齢者等が率先避難した【ヒ・検】。 <p>(避難の遅れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難が遅れた人の49%は「地震発生時にいた場所まで津波が来るとは思わなかった(「想定外」)」【ア】。 ・道路渋滞・要援護者の存在・安否確認・低地への戻り等で逃げ遅れた【ア・ヒ・検】。 ・犠牲者のうち、自宅で避難しなかった、あるいは逃げ遅れて自宅付近にいた人が2/3に上る【他】。 <p>⇒「想定外による逃げ遅れ」をいかに防ぐか？ ⇒夜間での要援護者支援は可能か？</p>

「避難行動のルール」を地震発生後の時系列、起こりうるシチュエーションに応じて計画に記載

同様の、震災の検証→新たな防災対応という検討スキームで「避難所運営のルール」も策定

(出所) 安渡町内会
「安渡地区津波防災計画」平成25年10月策定

平城山地区（福島県いわき市）：網羅的に地区で生じた過去の災害を整理

- 災害の記録を、ほぼ100年間にわたり整理し、今後地区で発生しうる災害を特定した。
- 古くは江戸時代から、明治・大正を経て、東日本大震災における被災状況も記載している。

発生日	災害名	災害の概要	平城山地区及び周辺で発生した情報
1671（寛文11）年9月29日	暴風雨	県下全域に暴風雨がおり、平城が破損し、会津地方は洪水だった。	平城が破損した。
1870（明治3）年3月18日	大火		（平の大火）彼岸の中日、八幡小路にあった良善寺参詣人の線香から火を発生し700戸の平町はわずか3時間半で400戸を焼く大火に遭遇した。
1920（大正9）年10月1日	洪水	（平の洪水）9月30日夕刻から10月1日朝にかけて。浜通りを中心に大雨が降り。福島県では会津地方を除く河川が増水して氾濫し、各地に被害を出した。石城地方では、死者24名、住宅流出11戸、全壊20戸	
1922（大正11）年2月15日	大雨	15日から17日まで、三日三晩も降りどおし（旧正月20日のエビス講の夜）留特に16日夜10時から17日朝2時までの降雨量は167.7mmを記録した。	
1977（昭和52）年8月18日	水害	11日から17日まで断続的に降ったが、18日午後1時30分、大雨洪水警報が発令され、水防本部が設置された。河川が増水により、床上・床下浸水の家屋229戸、田畑の冠水24ha、土砂崩れ等36箇所、道路破損67箇所。被害総額は1億3,050万円に達した。雨量は86.5mmであった。	常磐線は、雨のため18日夕から勿来～内郷間などで運転中止が相次ぎ、各列車とも大幅にダイヤが乱れた。
1977（昭和52）年9月19日	台風11号	死者2人、重傷2人、軽傷1人、住家全壊18棟、半壊21棟、床上浸水2,412棟、床下浸水6,743棟、農林水産業施設、公共土木施設 ・平（アマダス）において、観測史上最大となる日降水量202mm	市内各所で断水が発生。平、久之浜など5箇所の浄水場の給水が不可能になった。

■東日本大震災（2011（平成23）年3月11日）での状況 *（ ）内は新聞記事の日付[平成23年]
※これらは、東日本大震災発生から1ヶ月間のいわき民報、福島民報の各新聞記事から集めた情報です。通行止めにならない程度の小規模な土砂崩れ、一時的な道路冠水といった被害については、結果的に軽微な扱いとなり記録が漏れている場合があります。

分野	平城山地区及び周辺で発生した情報
◆構造物被害 （道路・橋梁・港湾等） 崖崩れ、ひび割れ、陥没、冠水	○旧城跡地区では道路が冠水した。 ○JR東日本水戸支社によると、31日現在、藤代～いわき間75ヶ所・約660ヶ所、地震や津波などの影響で、線路や施設、設備などが多大な被害を受けた。内郷～いわき駅間の復旧作業には、作業員約120人を投入。軌陸ダンプ、バックホーなど重機系12台を使用し、地震でゆがんだ線路の補修作業などを進めている。24日から復旧作業に入った。震災に伴い、線路が最大で縦約50㍉、横約15㍉ゆがんだという。高萩～いわき駅間の運転再開は同月下旬になる見込み。いわき駅以北については福島第一原子力発電所の震災事故に伴い、被害調査ができず、復旧の見込みが立てられない状況だという。（3/30）
◆避難者 （避難所開設状況、避難者数、炊き出し等の支援状況等）	○平一小・平二小・磐城高・磐城桜が丘高が避難所に指定される。（3/14） ○磐城桜が丘高では屋上の貯水タンクが壊れたため、17日までの臨時休校を決めた。（3/14） ○平三小では避難所が開設され、周辺住民約200人が不安な一夜を過ごした。 ○県内避難所の受け入れ数 平一小118人（3/15） 平一小75人、平二小40人、磐城高2人（3/16） 平一小64人、平二小18人、磐城高2人（3/17） 平一小31人、平二小12人、磐城高2人（3/18） 平一小36人、平二小11人、磐城高3人（3/19） 平一小25人、平二小16人、磐城高6人（3/20） 平一小20人、平二小16人、磐城高3人（3/22） 平一小18人、平二小16人、磐城高3人（3/23） 平一小18人、平二小16人、磐城高7人（3/24）
◆生活への支障 （買い物（商店・銀行・郵便局）、鉄道運休、路線バスの停止の状況、再開の状況）	○JRいわき駅発の草野、四倉方面路線はすべて運休している。湯本駅を出発し、いわき駅を回って小名浜へ向かう路線や上平窪行きの路線では、通行止めのため一部迂回している。（3/12） ○いわき駅近くの大型スーパーでも早朝から店先には長蛇の列。（3/14） ○「いわき駅～鹿島～小名浜」「いわき駅～高専前～ニュータウン」「いわき駅～湯本東口～小名浜」「ヨーカ堂前～いわき駅～好間平坑」「菱川町～いわき駅～上平窪」「いわき駅～四倉」の6路線となる。運行ダイヤは、日曜・祝日ダイヤで、始発停留所がおおむね午前7時台から午後6時台初のダイヤのうち、

（出所）平24区・城山自治会
「平城山地区防災計画」平成29年2月策定

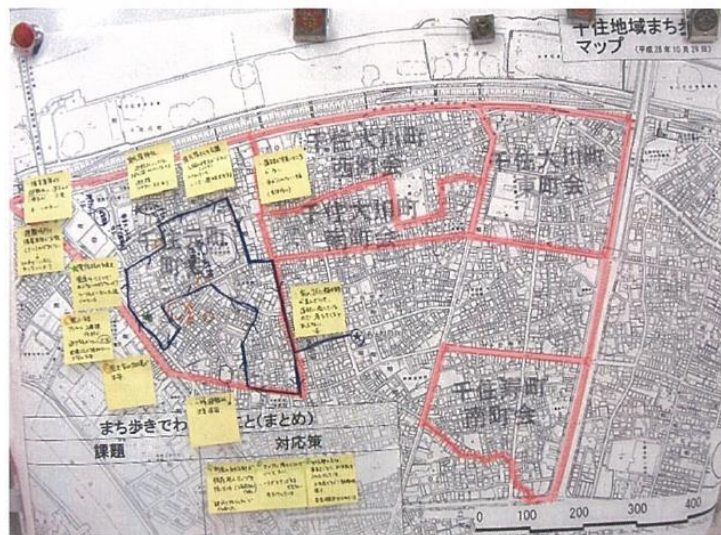
千住元町地区（東京都足立区）：住民の目できめ細かなリスクアセスを実施

- まち歩きを通じて、地区住民独自の目線での課題を整理し、マップとして整理している。

(3)まち歩きの結果

〈まち歩きでわかったこと〉

- ・一時避難場所は多いが、家が古くて道が袋小路で危険だ。
- ・町会の女性部が独居マップをつくっている。一人暮らしの高齢者などを地図上に色分けで示してある。
- ・町会の避難場所と備蓄倉庫が分散しているので町会でまとまって動けるか不安だ。1か所にまとめられないだろうか。



全体的に道路が狭いところが多く、車は入れない



電柱が傾いている。地震時に倒れないか

まち歩きの結果をマップにまとめました。

- 全体的に
 - ・全体的に道路が狭いところが多く、車は入れない
 - ・道路が袋小路で火災のときに逃げ場がない
 - ・管理されていない空き家があり、ごみが散らかっていて火事が不安
 - ・町会の避難場所と備蓄倉庫が分散しているので町会でまとまって動けるか不安



千住桜花苑、福祉避難所に指定されている



(出所) 千住元町町会
「千住元町町会 地区防災計画」平成29年3月策定

修善寺ニュータウン地区（静岡県伊豆市）



● 地域の成り立ち、歴史、自然環境、社会環境について詳細に分析。

1. 基本的な考え方

修善寺ニュータウンは、標高 80～250mの高台にある街です。昭和 33 年（1958 年）に発生した狩野川台風では、麓の旧修善寺町や中伊豆町などが大きな被害を受け、その被害修復に寄与するため、同町の所有地である山林が開発されることになりました。数年の計画ののち、総面積 25 万坪の開発計画が実施に移され、昭和 38 年（1963 年）、開発の鉄入れが行われ、こうしてニュータウンの歴史が始まりました。

当地区は高台にあってアクセス道路は限られており、こうした震災が発生した場合には、道路の分断などにより、周囲から孤立しやすいという懸念があります。また、同じ伊豆市にあって、高齢化率が 1・2 位を争うほど高齢化が進んでおり、著しい災害が生じた場合、高齢者を中心とした対策・復旧には大きな困難が予想されます。また、別荘としての利用世帯はおよそ半数にのぼります。日常的に生活する人は通常の町より少ないということであり、いざ災害が発生した場合には少人数で広い範囲を守らなければなりません。

別荘地であるため、まちの運営も特殊です。一般の町内会にあたる自治会が存在する一方で、温泉の施設や汚水処理・共益業務などは温泉管理組合という組織が行っています。ふたつの組織が住民と深く関わっているという特殊な環境といえ、今後発生しうる大きな災害に対しては、両者の協力のもとに住民を守っていく方法を探っていく必要があります。また、いわば周辺域から切り離された環境で高齢化が進む状況下において、住民も災害について学び、自らの身を守る術を探っていく必要はあります。

本地区地域防災計画の策定にあたっては、そうした厳しい環境下において、自治会、温泉管理組合、住民の 3 者が知恵を出し合い、協力しあって、これを作り上げていく必要があります。地球温暖化を起因とし、台風や大雨などの災害は年々増加しつつある傾向にあるといわれます。また、住民の年齢だけでなく、街の住宅寿命やインフラの老齢化もさらに進むと考えられます。

修善寺ニュータウンは

- ・別荘地であるため、日常的に生活する人が少ない。
- ・高齢化率が 48.3% と伊豆市内で突出。
- ・若者は伊豆の他地域で就業、日中の高齢化率はさらに高い
- ・自治会と温泉管理組合がまちを運営・高台にあってアクセス道路が限られ、孤立する可能性

2. 修善寺ニュータウンの特性

(1) 自然環境

自然環境	概要
位置・地勢	伊豆半島中央部にある伊豆市北部にあります。伊豆最古の温泉地、修善寺温泉街の北部、標高 80～250mの高台に位置します。周辺域はほとんどが森林地帯です。一方で、麓の温泉街、および熊坂地区などの市街地までは、およそ 3km ほどの道のりでアクセスできます。
地形・地質	東西約 2km、南北約 1km の東西に長い地域です。当地を含む周辺域は、伊豆市南部に広がる天城国国有林に源を発し、北流する狩野川およびその支流によってその自然環境の骨格が形成されています。地域のほとんどが古達磨山火山から噴出した火山性の土壌であり、こうした火山由来の土質はもろく、急傾斜では崩れやすいとされます。
気候	年平均気温は、13～15℃程度です。高台にあるため、麓の田方平野より、年間を通じて 2～3℃気温が低くなります。年間の降雨量は 2000mm 前後であり、富士山山岳部の 3000m、富士山麓の 2800m に比べれば少雨地帯といえます。ただ、台風や低気圧の通過時には大雨が降ることがあり、また、高台にあるため、年間を通じて風が強いのが特徴です。台風進路の右側にあたる「危険半円」に入った場合は、とくに南～東方面からの激しい風が吹く可能性があります。積雪はほとんどありませんが、平成 26 年 2 月には数十センチの積雪に見舞われ、交通網の遮断、一部家屋の損壊が生じました。

(3) 社会環境

社会環境	概要
人口・年齢層	常住者の人口は 700 人弱、総世帯数は約 350 です。高齢化率（65 歳以上の比率）は、48.3% であり、伊豆市の中でも高齢化率は突出しています（平均 35.7%）。
世帯数・就業	建築総数は 700 戸弱。別荘は 350 弱、定住者住宅 330 弱であり、常時には約半数が無人といえます。比較的若い世代は麓の大仁ほか伊豆の他地域へ就業しており、このため日中の高齢化率はさらに高くなります。
要援護者	小中高への就学者が約 40 名程度おり、災害時には庇護の対象となります。また、平成 26 年度のアンケート調査結果などから、少なく見積もっても 30 人以上の要援護者がいると考えられます。
行政区・都市計画	熊坂、堀切、修善寺、瓜生野の 4 つの行政区にまたがります。災害時にそれぞれの区で違う行政判断が出た場合などには混乱が起こる可能性もあります。地区全体が第一種低層住居専用地区（建ぺい率 40%。容積率 60%）であり、高層建築はありません。ほとんどが 2 階建か平屋です。
道路	主要道路としては、南麓の温泉街を東西に走る「修善寺戸田線」（県道 18 号）から分岐して当該地に至る市道が整備されており、この市道は、地区の中心街を東進し、北東部麓の熊坂地区に至ります。このほか、南側に位置する「修善寺梅林」からは、南麓の修善寺温泉街に通じる「遊歩道」があるほか、修善寺虹の郷の「第二駐車場」脇からも、同温泉街に通じる細い市道があります。
交通	修善寺温泉街および修善寺駅方面には、およそ 1～2 時間に 1 本の割合でバス運行があります。また、熊坂方面にも朝夕 2 本程度の運行があります。地域住民はバス以外の足として、自家用車のほか、タクシーを利用しています。修善寺温泉駅まではおよそ 10 分、4.8km の道のりです。
上下水道・電気	上水道は市に移管され、2 地区高台に容量 1 千トンの貯水タンクがあります。これは別途、温泉管理組合の貯水タンクが 5 箇所（5 基地）あります。下水道の管理は市への移行の予定ですが、現状では温泉管理組合が運営しています。電気は全地区が東京電力の管内にありますが、電力自由化により、個々の契約では東京電力以外の電力会社を選んでいる世帯もあります。
災害対策施設	自治会管理の消火栓施設が、各地区 300～500m に設置されており、ゴミ捨て場等に消火器が用意されています。また食糧・水の備蓄倉庫が、1 地区コミュニティ会館脇など 2 か所に設置されています。

(出所) 修善寺ニュータウン地区自治会・温泉管理組合・住民
「修善寺ニュータウン地区 地区防災計画書」平成 29 年 12 月策定

対象フェーズ・計画事項

- 初動及び直後の避難行動、その後の避難所開設までのフェーズについて、発災時の活動を記載しているケースが多い
- 発災前の、平時の住民の取組（注意事項や備蓄の促進等）の記載も比較的多い
- 訓練の実施のほか、普及啓発や防災教育、備蓄、避難場所ルートの確認、要配慮者対応、マップの作成及び見直しについて記載されている計画が多い。

平常時の取組	101
初動（地震発生直後／風水害発生直前）	134
避難行動／避難所開設	105
避難所の生活、運営（ルールの記載等）	70

(n=166)

* 複数のフェーズについて記載されている場合がある

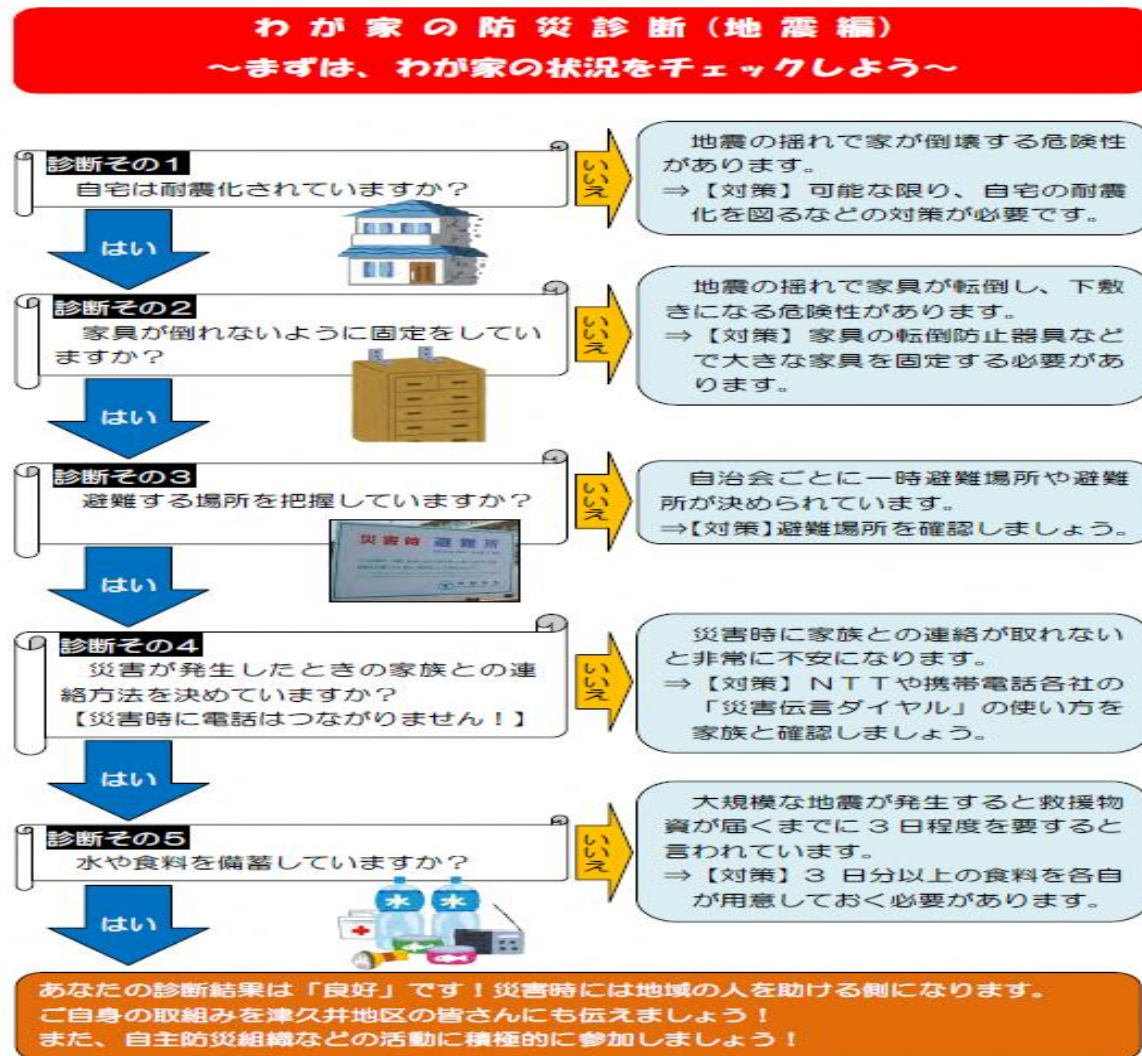
訓練（計画に基づく）	134
普及啓発、防災教育（チラシ配布、講習会等）	97
備蓄	62
避難場所、避難ルート確認	56
要配慮者対応（避難みまもり、名簿作成等）	55
マップ（掲載／今後見直し）	48
組織づくり	27
チェックリスト（家庭の対策／連絡先の確認等）	26
避難所運営（マニュアル作成、学校との相談等）	19

(n=166、複数該当あり)

WHAT 何を作るのか

津久井地区（神奈川県相模原市）：各家庭の防災診断

- 各家庭の防災診断が簡単に可能



5つの診断とその対策が見やすくまとまっている



各対策を行うことで
自助力、共助力を高めることができる

あすか野地区（奈良県生駒市）：発生時間・季節ごとの留意事項

- 地震災害における発生時間・季節ごとの留意事項を記載

(1) 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

条件	留意事項
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、教職員等は児童生徒の安全確保・安否確認に追われ、避難者が使用出来る避難スペースも不足します。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じます。（電話需要が増大します。） ・都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生します。 ・大規模火災が多発し、使用出来ない避難所が増えたり、他の地域に避難したりするために地域コミュニティが分散します。 ・市庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、市避難所担当職員がなかなか到達出来ません。 ・住宅地等では、災害時要援護者となる高齢者や子どもが多く、成人男性は少ないです。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがあります。 ・居場所が特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要します。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ・停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすくなります。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすくなります。 ・避難途中や避難所内の事故も多発しやすくなります。 ・その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすくなります。 ・勤務時間外に発生した場合は、生駒市避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要します。
冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすいです。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすいです。強風時には大規模な延焼となりやすいです。
夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要となります。（食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等） ・家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となります。 ・雨が降りやすい時期では、屋外の利用が困難になります。 ・降雨による二次災害の危険性が大きくなります。

時間帯ごとの注意点



より状況に適した
避難行動を促すことが出来る



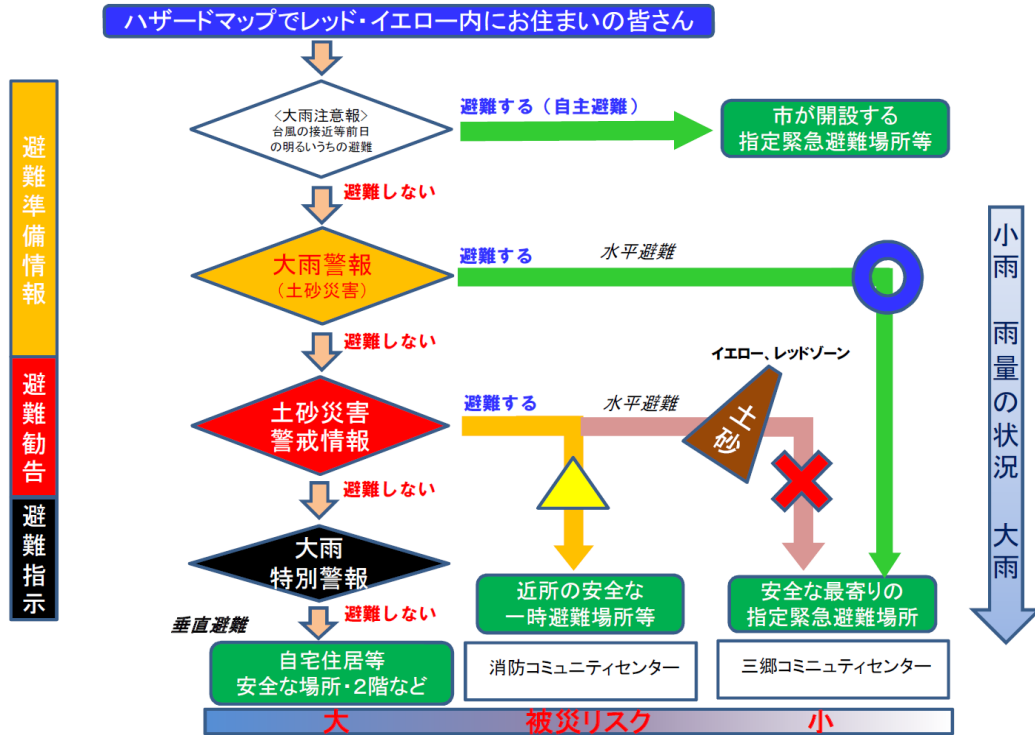
季節ごとの注意点

三郷地区（岐阜県恵那市）：避難ルートと避難のタイミングを詳細に整理

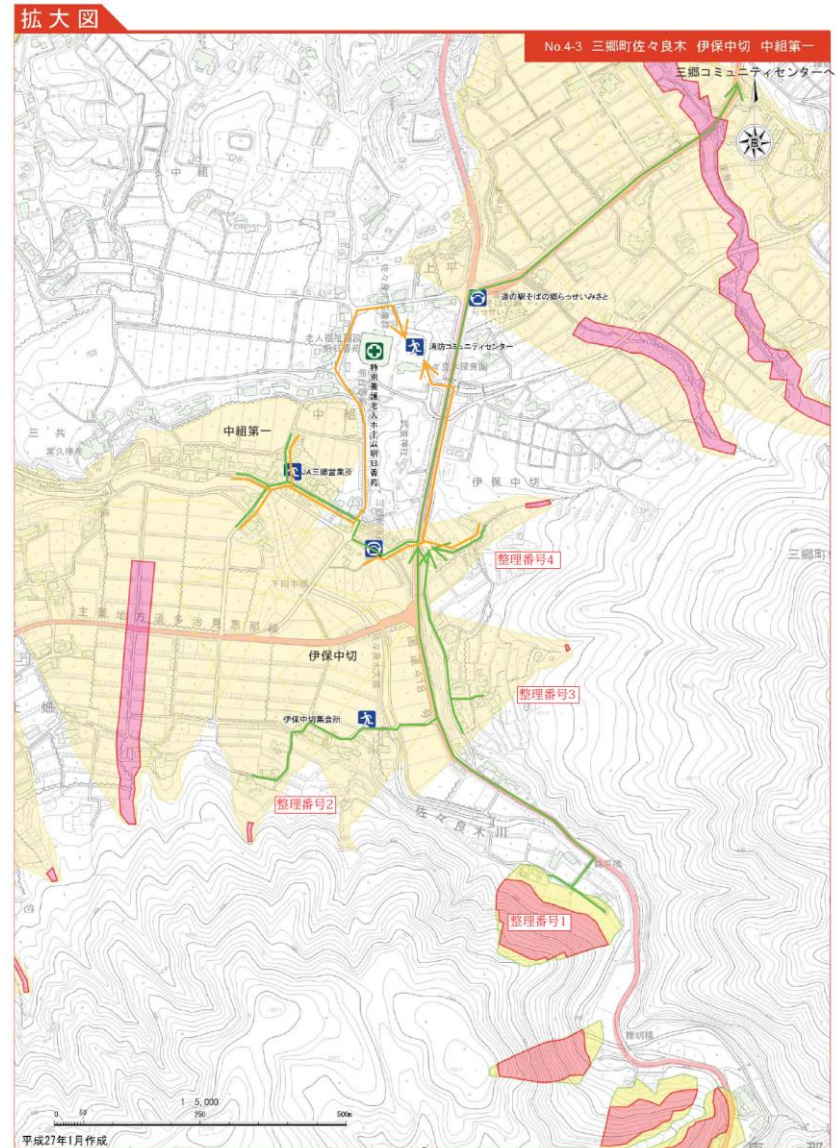
「逃げどきマップ」

命を守る避難行動のタイミング【土砂災害】

自治会名：三郷町佐々良木
中組第一



（出所）三郷地域自治区「恵那市三郷地区防災計画」平成27年12月策定



今坊地区（愛媛県大洲市）：集会やパネル展示、地区イベントでの防災企画

◎より多くの住民に向けた普及啓発方法を検討・記載している例

- 今後の活動として、「住民一人ひとりが関心を持つ」ための普及啓発をあげ、実施方法として回覧板や広報等、他地区で見られる内容のみならず、「地区集会、研修会、映画会等」「パネル等の展示」「住民運動会への防災種目の導入」などの工夫がみられる
- 5か年計画に防災計画説明会を実施することを記載

ア 普及啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画の取組みに関すること。
- ② 風水害、地震、津波、火災などの知識に関すること。
- ③ 風水害・津波時の早期避難に関すること。
- ④ 原子力災害時の避難及び対応に関すること。
- ⑤ 災害発生後の地域活動の在り方に関すること。
- ⑥ 各家庭における火災警報器、消火器の設置に関すること。
- ⑦ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑧ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑨ 情報収集及び停電時の対応に関すること。
- ⑩ 非常持出し、自主避難に関すること。
- ⑪ 「お助け隣組」での話し合いに関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(7) 活動目標と推進計画（5ヶ年計画）

① 防災計画の普及啓発にかかる活動

項目	具体的内容	実施年度
啓発活動	しおさいだより掲載、防災チラシ配布	毎年
研修会	講師招聘による研修会の開催。	随時
防災訓練	地域及び自主防災組織の訓練実施。	
防災計画説明会	今坊地区9地区において、2年毎に防災計画説明会を実施。	2年毎

イ 普及啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、しおさいだより、ポスター等の配布
- ② 地区集会、研修会、映画会、研修会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 住民運動会への防災種目の導入

(出所) 今坊地区自主防災組織「今坊地区防災計画」平成29年3月策定

高木町地区（東京都国分寺市）：訓練の「実践と検証」

◎ 様々な訓練の実施状況と、その結果と反省点を記載している例

- 計画内に「実践と検証」という章があり、訓練の実施状況と、その結果を踏まえた地区の改善点、また訓練の継続の必要性等を記載
- 地区の防災学習会も実施

2. 防災訓練（災害時行動訓練）

（1）内 容

高木町では、国分寺市が行う総合防災訓練に合わせて避難所に行く避難訓練を継続的に行っていました。しかし平成 26 年春、災害時に地域の拠点となる地区本部の開設要請が市からあったことを受け地区本部運営マニュアルを作成するとともに災害時の行動をシミュレーションする訓練を開始しました。平成 27 年には訓練全体の指導を国分寺市消防団第五分団に依頼しました。

訓練の主な流れは、個人・班長・地区本部要員の災害時の行動をシミュレーションしその後防災資機材の使い方訓練を実施しました。

（3）結果と反省

地区本部を中心とした防災訓練は、平成 27 年は 2 回目で、班長を中心に班ごとの安否確認を行い「安全カード」を使った新しい試みに対しても、住民の 45%（359 世帯）の安否確認が出来、大きな協力が得られました。

この取り組みは毎年継続して行い、住民の避難行動の徹底と防災意識の向上を図ります。

- ①この訓練の住民の認知度は未だ低く、平成 27 年の訓練でも参加者は 45%（359 世帯）でした。今後は認知度を上げる取り組みを継続し訓練への参加者 100%を目指します。
- ②平成 27 年の訓練では地区本部と災害支援所（高木八幡宮）との間の情報の伝達に問題があり、連絡方法として無線機の活用を検討することとしました。
- ③誰が責任者か分からない等の意見があり、地区本部要員に腕章を付ける等表示方法を考えます。
- ④未実施の訓練については、実施可能なものから順次取り上げます。

（出所）高木町自治会「国分寺市高木町 地区防災計画書」平成 28 年 2 月策定

「地区防'z」：地区防災計画を推進する自治体ネットワーク

＜趣旨＞

- 地区防災計画を推進する自治体間の交流を深めることにより、地区防災計画に関する経験の共有を図るためのネットワーク
- 自治体単位としてのみならず、職員(個人)として同士の顔が見える関係を作ることにより、情報交換を行いやすくすることを狙う。

＜経緯＞

- 平成30年10月13日 防災推進国民大会にて設立が提唱
- 平成31年3月16日 地区防災計画フォーラム2019にて、正式旗揚げ

＜主な活動内容＞

- 地区防災計画に関する情報提供を行うメーリングリストへの参加
 - 地区防災計画の策定事例、「地区防'z通信」の発信
 - 内閣府が実施する支援情報 等
- 地区防災計画に関する内閣府・自治体等との意見交換会の開催
 - 6月26日 地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z」会合へのご案内

＜登録者数＞（4月18日現在）

- 312人・団体（38都道府県、195市区町村より）